

※保護者の方へ：接種前に必ずお読みください。

日本脳炎予防接種説明書

1. 日本脳炎の病気・症状について

日本脳炎ウィルスの感染によっておこる中枢神経（脳や脊髄など）の疾患です。ヒトからヒトへの感染はなく、ブタなどの動物の体内でウィルスが増殖した後、そのブタを刺した蚊などがヒトを刺すことによって感染します。症状が現れずに経過する（不顕性感染）場合がほとんどですが、症状が出る場合には6～16日間の潜伏期間の後に、数日間の高熱、頭痛、嘔吐などで発病し、引き続き急激に、光への過敏症、意識障害（意識がなくなること）、けいれん等の中枢神経系障害（脳の障害）を生じます。発生状況は平成11年から平成21年に61人の発生がありました。そのうち大部分は、九州・沖縄地方及び中国・四国地方で発生しており、北海道・東北地方は0人です。

2. 日本脳炎ワクチンの有効性と副反応について

現在使用されている乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンは、平成21年2月3日付けで薬事法上の承認を受けて、平成21年6月初旬から供給が開始されています。ワクチンは日本脳炎ウィルスをVero細胞（アフリカミドリザル腎臓由来株化細胞）で増殖させて得られたウィルスを採取し、ホルマリンで不活化（感染性を失くすこと）して製造されたワクチンです。

乾燥細胞培養日本脳炎ワクチンの添付文書によると、第1期初回及び第1期追加接種において、本剤を接種された生後6か月以上90か月未満の小児123例中49例（38.8%）に副反応が認められた。主なものは発熱（18.7%）、咳嗽（11.4%）、鼻漏（9.8%）、注射部位紅斑（8.9%）であり、これらの副反応のほとんどは接種3日後までにみられたとされています。

なお、マウス脳由来の日本脳炎ワクチン（現時点では使用することはできません）の添付文書に、まれにあらわれることがある副反応などとして記載されていたショック、アナフィラキシー様症状、急性散在性脳脊髄炎（ADEM）、脳炎、けいれん、急性血小板減少性紫斑病などの重大な副反応の発生も否定はできません。

3. 日本脳炎ワクチンの受け方

	対象者	標準的な接種期間	回数	間隔等
1期初回	生後6か月から生後90か月（7歳6か月）に至るまでの間にある者 ※	3歳から4歳に達するまでの期間	2回	6日以上、標準的には28日までの間隔をあける
1期追加		4歳から5歳に達するまでの期間	1回	1期初回（2回目）終了後、6か月以上、標準的にはおおむね1年の間隔をあける
2期	9歳以上13歳未満の者 ※	9歳から10歳に達するまでの期間	1回	対象年齢内

予防接種の特例

対象者：平成7年4月2日から平成19年4月1日までに生まれた方

内容：20歳になるまでの間、無料（公費負担）で接種を受けることができます。

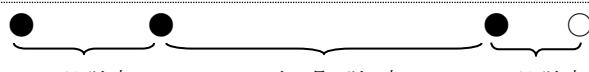
●第1期

○第2期

※接種間隔については接種医とよくご相談ください。

①1回も接種を受けていない方

20歳に至るまで



②平成23年5月19日以前に1回でも接種した方

6日以上の間隔をあけて4回のうち残りの回数を接種

問い合わせ

湯沢市子ども未来課（こども家庭センター）
子ども子育て応援班 電話：55-8275

（裏面に続く）

対象者：平成19年4月2日から平成21年10月1日までに生まれた方

内 容：9歳以上13歳未満の方については、次のスケジュールに基づき、無料（公費負担）で接種を受けることができます。

H19.4.2～H21.10.1生まれで、H22.3.31までに日本脳炎の第1期が終了しておらず、9歳になった場合

※接種間隔については、接種医とよくご相談ください。

①生後6か月～90か月の間で1回も接種を受けていない方

9歳に至った日

- 第1期
- 第2期

13歳に至るまで

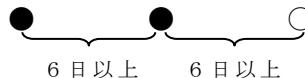


②生後6か月～90か月の間で合計1回の接種を受けた方

【H22.3.31以前に1回接種】

9歳に至った日

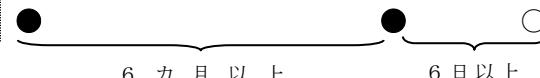
13歳に至るまで



【H22.4.1以降に1回接種】

9歳に至った日

13歳に至るまで



③生後6か月～90か月の間で合計2回の接種を受けた方

9歳に至った日

13歳に至るまで



④生後6か月～90か月の間で合計3回の接種を受けた方

9歳に至った日

13歳に至るまで



4. 予防接種においての注意事項

予防接種の実施においては、体調の良い日に行なうことが原則です。お子様の健康状態が良好でない場合、また、お子様が以下の状態のときはかかりつけ医等に相談のうえ、接種するか否かを決めてください。

- ①明らかに発熱（通常37.5℃以上をいいます）がある場合
- ②心臓血管系疾患、腎臓疾患、肝臓疾患、血液疾患、発育障害等の基礎疾患有する場合
- ③予防接種で接種後2日以内に発熱のみられた者及び全身性発疹等のアレルギーを疑う症状を呈した事がある場合
- ④過去に免疫不全の診断がなされている場合及び近親者に先天性免疫不全症の方がいる場合
- ⑤日本脳炎ワクチンに含まれている成分に対してアレルギーを呈するおそれのある場合
- ⑥4週間以内に他の生ワクチンを受けたとき ⑦1週間以内に不活性ワクチンやトキソイドを受けたとき
なお、現在、妊娠している者又はその可能性がある者は、接種を受ける医師にご相談ください。



5. 予防接種による健康被害制度について

定期の予防接種によって引き起こされた副反応により、医療機関での治療が必要になったり、生活に支障が出るような障害を残すなどの健康被害が生じた場合には、予防接種法に基づく補償を受けることができます。

健康被害の程度に応じて、医療費、医療手当、障害児養育年金、障害年金、死亡一時金、葬祭料の区分があり、法律で定められた金額が支給されます。死亡一時金、葬祭料以外については、治療が終了する又は障害が治癒する期間まで支給されます。

ただし、その健康被害が予防接種によって引き起こされたものか、別の要因（予防接種をする前あるいは後に紛れ込んだ感染症あるいは別の原因等）によるものなのかの因果関係を、予防接種・感染症医療・法律等、各分野の専門家からなる国の審査会にて審議し、予防接種によるものと認定された場合に補償を受けることができます。

＜接種後の注意＞

- ①予防接種を受けた後30分間は、実施場所でお子様の様子を観察しましょう。
- ②接種部位は清潔に保ちましょう。入浴は差し支えありませんが、接種部位をこすらないようにしましょう。また、激しい運動は避けましょう。
- ③予防接種後1か月間は、抜歯・扁桃腺摘出手術・ヘルニア手術等は原則として避けることが望ましいといわれています。